

平成 19 年度「国家的に重要な研究開発の事前評価」のフォローアップ 指摘事項等への対応状況

研究開発名： 地域イノベーション協創プログラム

	指摘事項等	対応状況
<p>①地域科学技術 クラスター関連施 策をはじめとす る、科学技術を振 興して地域の発 展に結びつける 各種施策との共 同による相乗効 果の発揮</p>	<p>科学技術による地域活性化に関する施策は、地域の社会・経済基盤の形成やその活性化促進を図る上で重要な施策である。このため、地域科学技術クラスター関連施策の他、地域における研究基盤整備や研究開発促進等の地域科学技術振興施策、戦略的基盤技術高度化支援事業等の中小企業振興施策、資金融通・信用保証等の事業化支援施策等が、各府省によって推進されている。</p> <p>本プログラムは、技術シーズの実用化促進による事業化率の向上を目標としていることから、これらの関連施策との相互連携・協力が不可欠である。</p> <p>そこで、経済産業省は、総合科学技術会議において推進している地域科学技術クラスター連携群等の各府省間の連携や調整のための取組の中で、関連施策との協働による相乗効果が発揮されるよう、共同体形成の準備段階、及び研究開発支援の制度設計段階からの相互連携・協力を強化すべきである。</p> <p>また、「イノベーション創出基盤形成事業」のうち</p>	<p>各府省との相互連携・協力に関しては、本指摘や「科学技術による地域活性化戦略」(平成20年5月19日 総合科学技術会議)における指摘を踏まえ、文部科学省と連携して、産学官連携拠点を選定し、それらに地域イノベーション協創プログラムや地域科学技術クラスター関連施策を含む関係府省、自治体等の各種の施策を有機的に組み合わせることで総合的・集中的に実施することにより、人材育成・基礎研究から実用化・事業化までの活動を産学官が有機的に連携して推進し、持続的・発展的にイノベーションを創出する仕組みの構築を図っているところである。</p> <p>地域イノベーション創出共同体形成事業に関しては、地域の資源や産業特性等に照らした技術支援体制の整備を進めているところであり、地域の実情に応じて他省庁系の技術支援機関(科学技術振興機構、農業・食品産業技術総合研究機構)の参加も得ながら、これらの施策との連携も図りつつ、省庁横断的な取組みを進めているところである。</p> <p>また、地域イノベーション創出研究開発事業の実施に際しては、産業クラスター計画、農商工連携や他府省の研究開発支援制度等との関連性についても審査の対象とすることにより、他制度との相互連携や協力を行っているところである。</p> <p>さらに、研究開発終了後の事業化をより円滑に進めるため、産業クラスターの関係機関や中小企業基盤整備機構等が幹事を務める全国イノベーション推進機</p>

	<p>「地域イノベーション創出共同体形成事業」においては、実用化研究開発等に関して企業への技術支援のワンストップサービスを提供していくこととしているが、研究開発終了後の事業化支援がより円滑に行われるよう、事業化関連施策との相互連携・協力を強化すべきである。</p>	<p>関ネットワークを活用し、事業化に必要な支援を行うこととしている。</p>
<p>②開発期間、技術適合性、コスト等の事業化要件における企業ニーズと技術シーズの高精度のマッチング</p>	<p>本プログラムにおける事業化率の目標は、これまで実施してきた「地域新生コンソーシアム研究開発事業」及び「大学発事業創出実用化研究開発事業」の実績を上回るものとなっている。本目標を達成するために、「地域イノベーション創出研究開発事業」においては、資金援助の方式を委託から補助金に切り替えて研究管理主体の事業化に対するインセンティブを高めること等を計画している。</p> <p>これに加え、研究開発成果を確実に事業に結びつけるために、事業化時期と研究開発に要する期間の整合性、製品仕様に対する開発技術の適合性、開発及び事業化に要するコストの採算性等をあらかじめ検証し、これらの事業化要件を満たす研究開発課題を推進することが重要である。</p> <p>このためには、企業の技術課題解決に向けてコンサルティングを行うに際し、このような事業化に必須</p>	<p>地域イノベーション創出研究開発事業においては、その事前審査の際、技術の熟度や市場ニーズ、事業化の可能性等に関する豊富な経験や専門知識を有する外部の専門家や有識者(約700名)に依頼し、事業者からの提案内容に関する様々な視点からの検証・評価作業を実施した上で、採否の判断を行っているところである。</p> <p>また、プロジェクトごとに、原則民間企業に所属し事業化に関する豊富な経験や知識を有するプロジェクトマネージャーを置き、事業化を念頭に置いた研究開発計画の調整を行わせるとともに、研究開発終了後に事業化のフォローアップを行わせることとしている。</p> <p>さらに、審査に際しては産業クラスタープロジェクトとの関連を審査することにより、企業ニーズにマッチした技術を優先的に選択することとしている。</p> <p>一方、大学発事業創出実用化研究開発事業についても、地域イノベーション創出研究開発事業同様、各技術及びその事業化について豊富な経験や多彩な知識を有する有識者に審査を依頼し、従来から以下の表の通り実用化に係る審査項目を設け、企業ニーズ(市場ニーズ)にマッチした技術であるかという点についての審査を実施してきている。</p>

の要素を具体化する観点で適切な助言が行われ、これに基づいた支援が行われるよう、豊富な経験や多彩な知識を有するコーディネータの配置を行うべきである。また、支援対象とする研究開発課題の採択等に当たっては、企業ニーズにマッチした技術を優先して選択する観点で審査を行うべきである。

そして、本指摘等も踏まえ、平成21年度からは、戦略的に実用化可能性の高い優れた技術課題を発掘し、本事業での採択、実用化につなげられるよう、5～6名程度の豊富な経験や多彩な知識を有するマッチングコーディネーターを各地に配置することとし、現在、NEDOにおいて採用選考を行っているところである。

具体的には、公募により採用した実務経験のある産学連携人材を大学（産学連携部門等）、技術移転機関（TLO 等）、産業支援団体に派遣し、大学等の優れた技術シーズを発掘、育成するとともに、企業における経営戦略やニーズを把握した上で連携関係を構築し、実用化・事業化までを含めた産学連携活動を効果的に推進することとしている。

実用化審査に関する事項

項目	審査基準
新規市場創出効果	・当該研究成果の広範な製品・サービスに利用の可能性が大きく、新規産業の開拓等に貢献するものであること。
市場ニーズの把握	・市場ニーズを具体的に把握（ユーザーとの接触、市場調査等）しているとともに、それを反映させた開発目標の設定がなされていること。
開発製品・サービスの優位性	・市場ニーズを踏まえて、開発した製品・サービスが競合製品等と比較して優位（性能、価格等）であること。
実用化体制	・早期実用化を目指した開発・実用化体制であること。
実用化計画の信頼性	・本事業終了後3年以内に実用化が達成される可能性が高いことを示す具体的かつ的確な実用化計画を提案していること。

<p>③地域の強みを活かし、国際競争力のある事業・産業の創出を導く研究開発の推進</p>	<p>本プログラムを構成する「イノベーション創出研究開発事業」のうち「地域イノベーション創出研究開発事業」については、地域ごとに支援対象課題の審査・決定等を行うとしているが、研究開発成果を、将来、国際競争力のある事業に結びつけ地域産業として発展させるためには、地域内の応募課題の優劣のみならず、全国的にみて事業化に繋がる可能性等が高い課題が採択されるようにすることが重要である。</p> <p>したがって、研究開発課題の採択審査においては、地域の産業特性と研究基盤を基礎に、必要に応じて地域外との連携をも可能とする地域横断的な視点での審査に基づいて真に優秀な課題を選択する観点や、国際競争力の視点に立ち強み技術をさらに強化していく観点で、適切な採択審査を行うべきである。</p>	<p>地域イノベーション創出研究開発事業の審査にあたっては研究共同体の構成員の地域属性に差を設けておらず、すなわち、真に技術の新規性及び成果の事業化可能性及び地域経済への波及性のみをもって審査を行っている。</p>
--	---	---